

ID: 5601

担当部署: 市民部 市民課

処分の概要	発行手数料の徴収		
法令名 根拠条項	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 第34条第4項		
法令番号	平成14年法律第153号		
【基準】 法第34条第4項の規定による。 (指定認証機関の指定等) 第34条 4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第1項の規定により指定認証機関が行う第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料(第6項において「発行手数料」という。)を指定認証機関の収入として収受させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 15 日